⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
　なお、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）。
　当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札について無効とする。
　この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。
ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者である。
イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、次に掲げる㋐の工事を施工した経験を有する者である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は平成14年度以降入札公告日までに、次に掲げる㋑の掲げる工事を施工した経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
　㋐　１棟当たり延べ床面積2,500㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る空調設備工事
　㋑　１棟当たり延べ床面積1,000㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る空調設備工事
　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
⑿　本工事は申請書及び技術提案を一括して審査を行うため、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、申請書及び技術提案は参加を希望する工事に共通なものとし、工事ごとに異なる申請書及び技術提案をした場合は欠格とする。
３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。
　ア　企業による技術提案
　　㋐　空調、換気設備におけるダクト工事の施工品質の向上に関する技術提案
　　㋑　資機材等車両搬入における配慮事項について
　イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
　ウ　施工体制
⑵　総合評価の方法
　ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
　イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
　　なお、加算点の最高点数は40点とする。
　ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。
　エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
　オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。
⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
⑷　落札者の決定方法等
　ア　入札参加者は、価格及び⑴アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
　　㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。
　　㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。
　　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
　　なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。
　イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
　ウ　落札決定の通知は以下の順番で行う。
　　①　シュワブ（H29）隊舎（0614）新設機械工事
　　②　シュワブ（H29）隊舎（0613）新設機械工事
　　③　シュワブ（H29）隊舎（0612）新設機械工事
⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290― 9　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098―921―8131（内線155）　ＦＡＸ098―921―8167
⑵　入札説明書の交付期間等
　ア　交付期間　平成29年11月16日から平成30年２月２日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は正午まで。
　イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
　　http://www.mod-eboc.go.jp
　ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
　　文書類等：ＰＤＦ（Acrobat11形式）又はExcel（2010形式）
　　申請書類：一太郎（Ver2014形式）又はWord（2010形式）
　　なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
　エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。
　オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。